

## 子育てひろば私立常設園 新規実施園募集に係る質疑の回答

No.	質疑内容	回答
1	実施要件の①施設の地域開放や②育児相談は利用者のいない日があっても大丈夫か。	施設の地域開放については、利用者数の要件はありませんが、保護者や児童が参加しやすいよう配慮した上で実施日を設定してください。育児相談については、来所・電話等による相談を受けられる体制を整えていれば、利用者数の要件はありませんが、保護者が相談しやすいよう配慮した上で相談日を設定してください。 なお、施設の地域開放や育児相談を含めた事業の実施にあたっては、積極的な広報・周知に努めてください。
2	実施要件の⑤子育てサークル支援は具体的に何を行えばよいか。	子育て中の保護者等が自主的に行う子育てサークル活動等の育成及び支援として、その活動のための場を提供するほか、遊びの指導等を行うものとします。
3	非常設園と比較して実施内容をどの程度充実させる必要があるか。	非常設園と比較すると施設の地域開放・育児講座・交流保育の実施回数の基準が異なっているほか、常設園では専任従事者を配置して育児相談・情報提供・子育てサークル支援・その他育児支援を実施する必要があります。
4	園の職員が専任従事者を兼務することはできるか。	園の職員が専任従事者を兼務しても構いません。
5	園の職員が専任従事者を兼務することができる場合、本事業に従事した時間を雇用状況表の勤務時間から差し引く必要があるか。	専任従事者として本事業に従事する時間については、雇用状況表の勤務時間から差し引いてください。 ※専任従事者でない場合は差し引き不要。  (参考) 令和5年4月3日付こ保給第1670号「他施設・他事業を兼務する職員の雇用状況表の記入方法について(通知)」参照  雇用状況表の記入方法については、保育・教育給付課(045-671-0202)にお問合せください。
6	園の職員から専任従事者を選出し、事業のある日・時間帯はそちらに従事する形でも構わないか。	園の職員が専任従事者を兼務しても構いません。

7	<p>育児講座及び交流保育の実施回数の基準について、実施要領第8条第3項及び第9条第3項に「センター園等以外の認定こども園及び保育所にあつては、補助金交付要綱に定めるところによるものとする。」とあるが、補助金交付要綱の別表第1（第3条第1項第2号）と募集要項の基準・補助金額が異なっている。</p>	<p>補助金交付要綱の別表第1（第3条第1項第2号）は、非常設園について定めたものです。私立常設園はセンター園等に含まれる（実施要領第5条第1項）ため、育児講座及び交流保育の実施回数の基準は、実施要領別表1のとおり「育児講座・交流保育合わせて年12回以上」になります。</p>
8	<p>実施要件の①施設の地域開放に参加人数の規定はあるか。</p>	<p>施設の地域開放については、利用者数の要件はありませんが、保護者や児童が参加しやすいよう配慮した上で実施日を設定してください。</p>
9	<p>実施要件の④情報提供、⑤子育てサークル支援、⑥その他育児支援は随時実施とあるが、最低何回実施するなどの定めはあるか。</p>	<p>実施回数の定めはありませんが、実施要領第11条及び第12条に記載のとおり、積極的な情報提供や子育てサークル活動の支援に努めてください。</p>
10	<p>専任従事者は保育所の運営費に含まれていない者を選任しなければならないか。</p>	<p>園の職員が専任従事者を兼務しても構いません。</p>
11	<p>専任従事者の配置について、1日または1か月の勤務時間の条件はあるか（1日○時間以上、1か月○時間以上など）。</p>	<p>勤務時間の定めはありませんが、本事業実施中は専任従事者を配置してください。</p>
12	<p>本事業の利用希望者がいない日について、専任従事者が実施園の保育補助を行うことはできるか。</p>	<p>施設の地域開放・育児相談の実施日については、事前に利用を希望する者がいなくても、当日に利用者が来園する可能性がありますので、対応できる体制を取る必要があります。 （週5日型・週6日型の場合は施設の地域開放を週3日以上かつ育児相談を週5日以上・1日5時間以上、週3・4日型の場合は施設の地域開放を週1日以上かつ育児相談を週3日以上・1日3時間以上）</p>
13	<p>園の職員を専任従事者とする場合、保育士宿舍借り上げ支援事業の対象になるか</p>	<p>保育士宿舍借り上げ支援事業の対象要件を満たしている場合は対象になります。 対象要件：月120時間以上保育に従事していること。雇用開始日が属する会計年度から起算して10年目の会計年度末までの者であること。なお、施設長や住宅手当が支給されている場合は対象となりません。 （対象要件は、令和6年度のものであります。宿舍借り上げ支援事業は単年度事業のため、令和7年度以降、対象要件が変更になる可能性があります。）</p>

14	園の職員を専任従事者とする場合、処遇改善加算の算定対象になるか。	<p>処遇改善加算の算定対象になります。ただし、当該年度の4月1日現在、当該施設・事業所に勤務する常勤職員(※)であること等が必要です。</p> <p>なお、賃金改善については対象外となります。詳細については、保育・教育給付課(045-671-0204)にお問合せください。</p> <p>※施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達している職員に加え、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者も常勤とみなします。</p>
15	本事業は単年の実施を予定しているのか、継続的な実施を予定しているのか。	<p>私立常設園として選定された園については、原則として、複数年にわたり事業を継続していただくことを想定しています。</p>
16	(同一法人が運営する複数の園について)別の実施種別(週3・4日型、週5日型又は週6日型)に申請することは可能か。	<p>申請は園ごとになるため、運営法人による申請の制限はありません。園ごとに希望する実施種別を選択していただきます。</p>
17	専任従事者が決まっていない場合、【様式3】事業計画書(1)の専任従事者の氏名欄は空欄にすべきか。	<p>現時点での見込みを記入してください。</p> <p>なお、選定後に専任従事者が変更となる場合は改めてご連絡ください。</p>
18	週3・4日型の育児相談は1日3時間以上とあるが、来園対応2時間+電話対応2時間でも構わないか。	<p>来園・電話のどちらでも対応できるようにしてください。</p>
19	週3・4日型の育児相談について、GW・夏季・年末年始も週3日以上実施しなければならないか。	<p>実施園の休園日(祝日や年末年始)の関係で本事業の実施要件を満たすことが困難な週については、開園日において可能な限り対応するものとし、休園日における実施までは求めません(当該週については実施要件を満たしていなくともやむを得ないものとします)。ただし、スケジュールについては事前に周知するようにしてください。</p> <p>なお、夏季については長期の休園日が想定されないため、週3・4日型常設においては原則として週3日以上実施する必要があります。</p>
20	施設の地域開放について、何時間以上実施しなければならないなどの条件はあるか。	<p>実施時間の要件はありませんが、事業として機能する時間を確保してください。</p>

21	施設の地域開放について、雨天中止は実施回数に含まれるか。	雨天の場合は、遊戯室等の室内を確保して実施してください。
22	【様式2】収支予算書について、予算額は補助額の満額にしなければならないか。	募集要項に記載している補助額は上限額ですので、予定している金額を記載してください。
23	【様式2】収支予算書について、専任従事者の人件費を含むのか。	専任従事者の人件費を含みます。 (ただし、本事業に従事している時間に限り)
24	【様式2】収支予算書について、記入の見本はないか。	記入の見本はありませんが、欄外の注意事項や支出項目の解説を参考にして記入してください。
25	写真の枚数が多いが、Wordなどに貼り付けてもよいか。	写真については画像形式そのまま提出するのではなく、Excel、Word、PDF等にまとめてください。
26	週3・4日型の「実施園に勤務している職員等のバックアップ」について、実施園に勤務している職員は保育士の配置基準に含めてよいか。	含めて構いません。 実施園に勤務している職員等のバックアップについては、固定の人員配置を求めるものではなく、園としての支援体制の構築を求めているものです。
27	幼保連携型認定こども園において、幼稚園等はまっ子広場事業の補助を受けているが、本事業と重複している部分（人件費、講師料、イベント費用、園庭開放、備品購入等）についてはどうなるか。	本事業の補助を受けられるのは、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者に限ります（補助金交付要綱第3条第1項）。 本事業の補助を受ける場合は、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付は受けられません。
28	幼保連携型認定こども園で、幼稚園舎と保育園舎が離れた場所にある。 育児相談や施設開放を保育園舎、育児講座・交流保育を幼稚園舎というように実施場所を分けることは可能か。	両園舎が幼保連携型認定こども園として認可されている同一園であればどちらも実施場所にすることができますが、実施場所を分けることにより事業実施に支障をきたさないよう留意してください。
29	施設の地域開放について、園庭開放と施設開放の両方を実施する必要があるか。	必ずしも両方実施する必要はありません。
30	週3・4日型の育児相談は1日3時間以上とあるが、時間帯の制限はあるか。	時間帯の制限はありませんが、事業として機能する時間帯にしてください。

31	幼保連携型認定こども園において、神奈川県の子育て事業の補助を受けているが、県の事業と切り分けて本事業を実施することはできるか。	本事業の補助を受けられるのは、神奈川県が制定している私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者に限ります（補助金交付要綱第3条第1項第1号）。
32	実際にかかった費用が補助額に満たない場合、補助額（基本額）や事業実施準備加算は減額されるのか。	実際にかかった費用が交付額となります。交付後に実際にかかった費用が交付額に満たなかった場合は、差額を戻入していただきます。
33	【様式3】事業計画書(1)＞「2. 実施体制」＞「（専任従事者の）業務内容」の記載方法を教えてほしい。	育児相談、施設の地域開放、育児講座・交流保育など、携わる業務を記載してください。
34	【様式3】事業計画書(1)＞「2. 実施体制」＞「専任従事者の基本配置体制」の記載方法を教えてほしい。	曜日や時間帯など、配置体制を記載してください。
35	【様式3】事業計画書(1)＞「2. 実施体制」＞「実施園に勤務している職員等のバックアップ体制（週3・4日型）」の記載方法を教えてほしい。	専任従事者のみでは事業実施や業務対応が難しい場合における実施園の職員の体制やバックアップ内容について記載してください。
36	写真の枚数が多いが、紙で提出するのがよいか、データで提出するのがよいか。	Word、Excel、PDF等にまとめたデータでの提出を基本とします。容量が大きい場合はZIP等の圧縮ファイルにしても構いません。なお、データでの提出が困難な場合は郵送でも構いません。
37	【様式3】事業計画書(1)の「2. 実施体制」の専任従事者と【様式3】事業計画書(3)の「4. 育児相談」や「5. 施設の地域開放」の専任従事者は兼務することができるか。	「4. 育児相談」や「5. 施設の地域開放」の専任従事者は「2. 実施体制」に記載した専任従事者のうちいずれかを記入してください。専任従事者は育児相談、施設の地域開放、育児講座・交流保育等の複数の業務に従事することになるため、氏名が重複して記載されていても構いません。
38	週3・4日型の「実施園に勤務している職員等のバックアップ」について、運営法人の別施設から応援職員として専門分野の相談従事者を配置することは可能か。	専任従事者以外にも本事業の従事者を配置することができますので、運営法人の別施設から応援従事者として専門分野の相談従事者を配置することは可能です。専任従事者とは別に相談従事者を配置する場合は【様式3】事業計画書(3)＞4. 育児相談＞相談の体制＞主たる相談従事者のその他にチェックを入れて氏名を記載してください。なお、実施園に勤務している職員等のバックアップについては、固定の人員配置を求めるものではなく、園としての支援体制の構築を求めているものです。

39	<p>施設の地域開放について、近隣(徒歩1分以内)の屋内スペースを賃借して園庭・園舎とともに使用してもよいか。</p>	<p>施設の地域開放は、原則として、園の保育室、遊戯室、園庭等を提供することとなっています(実施要領第10条第1項)。</p>
40	<p>【様式3】事業計画書(3)の「4. 育児相談相談の体制」「5. 施設の地域開放 開放時の人員配置」に記載する人員は重複しても構わないか。</p>	<p>「4. 育児相談」や「5. 施設の地域開放」の専任従事者は「2. 実施体制」に記載した専任従事者のうちいずれかを記入してください。専任従事者は育児相談、施設の地域開放、育児講座・交流保育等の複数の業務に従事することになるため、氏名が重複して記載されていても構いません。</p>